

専利審査指南改正要点及び海外出願人への影響

康信事務所

5月末の康信 IPNews にて CNIPA の 2025 年 4 月 30 日付けで公布した「専利審査指南改正案（意見募集稿）」の改正内容をご報告いたしましたが、最近では意見募集を経て、局務会議で可決されましたので、11 月 13 日付けで正式に公布され、2026 年 1 月 1 日から施行開始となりました。

ご参考までに、その改正要点及び海外出願人への影響、4 月 30 日付けの「意見募集稿」との相違点を下記のようにまとめました。今回の速報にてご送付申し上げます。少しでもご参考になれば幸いです。

専利審査指南改正要点及び海外出願人への影響：

分野	主な改正点	内容説明	海外出願人への影響
1. 出願主体と代理人の責任	発明者の資格と真正性	・発明者は 自然人 でなければならないことを明確に。 ・すべての発明者の 実在の身元情報 を記載しなければならない こと 、 虚偽の発明者を記載してはならないこと を要件に。	
	代理人の責任	・出願人の 身元情報 および 連絡先の確認責任 を追加。 ・代理人が同社名義で特許出願または無効審判請求の取扱い根拠を明確に。	
2. 審査基準と手続き	分割出願の優先権	分割出願の願書に、元出願に対する優先権を主張する旨が記載されていない場合、 優先権を主張していないものとみなされること を明確に。	
	同日出願の実用新案専利と発明専利	・必ず出願時に それぞれ説明 しなければならない、さもなければ重複授權として処理されることを強調。 ・出願人が 実用新案専利権を放棄 すると宣言する手続と未宣言の結果(却下または撤回とみなされる)を細分化。	まもなく授權されるようになる発明専利出願と既に授權された実用新案出願とは特許請求の範囲が異なっている場合、発明と実用新案を同時に取得することはできませんので、発明と実用新案を同日出願することは推奨しません。
	進歩性の審査基準	・進歩性の評価は、 技術案全体 を対象とすべきであることを強調。 ・技術的課題の解決に貢献がない特徴は、特許請求の範囲に記載されていても、 一般的には進歩性に影響を与えないこと を明確に。	進歩性の議論と補正は発明ポイントを巡って行われるべきだと思われる。
3. 新ビジネスモデルと新技術	アルゴリズム、AI、ビジネスルール	・章のタイトルで「 人工知能、ビッグデータ 」を目立ちに。 ・ 特許法第 5 条 (法律・社会公德違反)に基づく審査基準を追加。	AI、ビッグデータ関連の特許出願は、データ収集などコンプライアンス上の注意が必要になります。

		・複数の審査例を追加（例えば、不正顔認識マーケティング、差別的偏見を含む自動運転決定モデルなど）。	
	AI に関わる明細書の作成	人工知能のモデル構築やトレーニングに関する出願にモデル構成、トレーニング手順、パラメータなどを明記することが要求に。	
	「ビットストリーム」の審査規定を追加	・単純なビットストリームは特許の対象外であることを明確に。 ・但し、特定の映像符号化方法に限定される記憶、伝送方法及びコンピュータ可読記憶媒体は特許権保護対象であることを明確に。	ビットストリームに関する発明は、規定により出願することができます。
4. バイオテクノロジー分野	植物品種の定義	「人工的に選抜・育成され、あるいは発見され改良され、形態的特徴や生物学的特性が一致し、遺伝的な形質が比較的安定している植物群」と明確に定義。	
	保護対象の明確	野生植物(科学的に発見されたもの)、人工的に改良された植物(授権可能)、植物品種(授権不可)の境界を明確に。	
5. 審査の流れと事務処理	審査の方式	優先審査、早期審査(保護センターの予備審査で合格した案件を対象に)、遅延審査を含め、「ニーズに対応する審査」を正式に導入。	海外出願人は通常、優先審査と早期審査制度を利用できませんが、迅速な審査を希望される場合、PPH 方式が考えられます。
	料金の返還が可能な状況	料金返還が可能な状況を複数追加かつ細分化。	
	特許証書の記載情報	国際出願または分割出願の特許証書に記載されている「出願日時」の情報は国内移行日または分割出願提出日の情報を指すことを明確に。	
	授権の合理的遅延	出願人の陳述した新たな理由または提出した新たな証拠により、復審において棄却決定が取り消される状況を「合理的遅延」に。	
6. 無効宣告(無効審判)	一事不再理の原則	適用範囲は、「同一」の理由・根拠から、「同一または実質的同一」の理由・根拠へと拡張。	
	請求人の資格	無効宣告請求を受理しない状況に、「無効宣告の請求は請求人の真意ではない場合」を追加。	第三者の名義で無効宣告を請求することは難しくなります。
	補正書類の提出	無効宣告において、最後に提出された規定に適合している補正書類を審査の基礎とすることを明確に。	
7. 用語と表現	用語統一	特許実施許諾契約の登録における「許諾者/被許諾者」を「ライセンサー/ライセンシー」に、「特許権期間満了日」を「特許権期間満了終了日」に変更など、一部の用語を統一。	

2025/4/30 付けの「意見募集稿」との相違点：

分野	改正要点	4/30「意見募集稿」	11/13「改正案」第八十四号局令	相違点分析
一、発明者と代理人	発明者の真正性 (第一部分第一章の 4.1.2 発明者)	全ての発明者の身元情報を記載しなければならない。	「発明者は個人(即ち、自然人)でなければならず……情報の真正性を保証すること、「虚偽の発明者を記載してはならない」ことを追加した。	11/13 付け改正案は情報の真正性を明確に要求し、虚偽の発明者の記入は直接禁止しています。また、「意見募集稿」における外国人発明者の書き込み困難を回避しています。
	代理人の責任(第一部分第一章の 4.1.6 専利代理機構、専利代理人)	提出された願書に記載の発明者の身元情報、出願人の身元情報、および連絡先情報が真実かつ有効であることを保証しなければならない。	願書に記載された出願人の身元情報と連絡先を確かめなければならない。	11/13 付け改正案は、確認の範囲が縮小して明確にし、主に出願人の身元情報と連絡先に焦点を当て、「発明者の身元情報」の確認が明記していません。
二、審査基準	植物品種の定義 (第二部分第十章の 9. バイオテクノロジー分野における発明専利出願の審査)	特異性、一貫性及び安定性を有する植物群と指す。	人工的に選抜・育成され、あるいは発見され改良され、形態的特徴や生物学的特性が一致し、遺伝的な形質が比較的安定している植物群を指す。	11/13 付け改正案には、より具体的に定義されており、「人工的な選抜や改良」のプロセスや「形態、生物学、遺伝的な形質」といった具体的な特徴が強調されています。
	同日出願の処理 (第二部分第三章)	出願の際に、其々説明しなかった場合、専利法	出願時に説明しなかった場合の結果(重複承認)を明確にし、出願時に説明した	11/13 付け改正案の実質

	の 6.2.2 1 件の専 利出願と 1 件の専 利権の処理)	第 9 条第 1 項(重複授 権)に基づいて処理す る。	場合の審査規定を細分化した(保護範 囲が異なっている、1 つを選択する必 要)。	的な内容は 「意見募集 稿」と同じで すが、手続き の関連規定が より明確にさ れています。
	進歩性の審査例 (第二部分第四章 の 6.4 保護を求め る発明に対する審 査)	技術的課題の解決に貢 献がない特徴……一般 的に進歩性に影響を与 えない。また例として、カ メラに関する発明が挙げ られた。	この例について、「意見募集稿」の「出願 人は、これらの技術的特徴が保護を求 める技術案にさらなる技術的效果をもた らすことができる証拠も提出していない」 から、「出願人は、これらの技術的特徴 が……ができる証拠 <u>または十分な理由</u> も提出していない」に改正された。	11/13 付け改 正案は、出 願人の立証 責任に対する 要求がさらに 合理的にし、 即ち、証拠以 外に理由の 陳述も認めさ れるようにしま した。
三、 新 ビ ジ ネ ス モ デ ル の 審 査	「ビットストリーム」 関連発明の保護 対象の審査(第 二部分第九章の 7.1 保護を求める 客体に対する審 査)	請求項の主題が単純な ビットストリームのみに関 連する場合、または主題 名を除いてそれを限定す る全ての内容が単純なビ ットストリームのみに関連 する場合は、保護対象 外である。	審査例を追加した。 例えば、「構文要 素 A、構文要素 B、……を含むことを特 徴とするビットストリーム」、「ビットストリー ムが構文要素 A、構文要素 B、……を 含むことを特徴とするビットストリームを生 成する方法」。	11/13 付け改 正案の規定 はより明確的 でわかりやくさ れました。
	「ビットストリーム」 関連発明の明細 書と特許請求の 範囲の作成(第 二部分第九章の 7.2 明細書及び特 許請求の範囲の 作成)	1.「特定の映像符号化/ 復号化方法によつて生 成されたビットストリーム」 について規定された。 2.「映像符号化方法 ……」という例を挙げて 特許請求の範囲の作成 方法を規定した。	1.「特定の映像符号化/復号化方法 によつて生成されたビットストリーム」から 「特定の映像符号化方法によつて生成 されたビットストリーム」に改正した。 2.特許請求の範囲の作成方法の例を 改正し、「映像符号化方法」に対応す る「映像復号化方法」を追加した。	11/13 付け改 正案の規定 はより明確的 で、また「映像 符号化方法」 に対応する 「映像復号化 方法」も同一 の発明に記 載されることが できることを明 確にしました。

付録:

国家知識産権局による「專利審査指南」の改正に関する決定

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html